

資料



## 用語解説

### あ行

**ICT** Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術一般の総称。(P12, 135, 136)

**胃がんリスク検診** 血液検査によってピロリ菌とペプシノゲン値（萎縮性胃炎の診断）の2種類をチェックし、将来の胃がん発症リスクを調べる検診。(P31)

**一部事務組合・広域連合** 複数の市区町村が、消防やごみ処理など、事務の一部を共同で行うために設置する組織。(P141, 142)

**一般廃棄物会計基準** 家庭や事業所から出るごみ（一般廃棄物）の処理コストを分析するための、環境省が示した標準的手法。(P99, 100)

**Web レファレンス** 図書館のホームページから調べごとを申し込み、メールで回答を受けられるサービス(P61)

**NPO** Non Profit Organization（非営利組織）の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体。(P6, 57, 129, 130, 131)

**LED(化)** 交換費用や電気料金を削減するため、LED（発光ダイオード）照明等に切り替えること。(P78, 100, 101)

**オープンスペース** 都市の中の公園、広場などの開放された空間。(P102)

**温室効果ガス** 太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖めることで温室効果をもたらす、二酸化炭素やメタンなどのガスの総称。(P97, 100)

### か行

**ガスバルク（タンク）** 液化ガスの供給について、ボンベ運搬方式ではなく常設のタンクに供給するシステム。災害時には、タンクから各種機器にガスを供給できるため、災害への備えにもなるエネルギー供給法とされている。(P118)

**学校運営支援者協議会** 学校の管理運営に保護者や地域の支援を積極的に取り入れ、家庭・地域の教育力を生かした「特色ある学校づくり」、学校の教育方針や教育活動の理解を深めるとともに、保護者や地域の声を取り入れた「開かれた学校づくり」の推進のため保護者、地域住民、学識経験者等で構成した組織。(P15)

**学校応援団** 学校における学習活動、安全・安心確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。(P10, 15, 16)

**合併浄化槽** 公共下水道の処理区域外において、し尿と生活雑排水を微生物の作用による酸化分解などの方法によって処理し、消毒・放流するための施設。(P114)

**がん対策推進基本計画** がん対策基本法に基づき、平成19年に厚生労働省が作成した計画で新たに平成24年度に見直しが行われた。5年以内の目標として、がん検診の受診率50%以上を掲げている。(P27)

**基礎学力定着支援員** 基礎学力の定着や個々人に応じたきめ細かな学習指導の充実を目指し、教員免許所有者を「基礎学力定着支援員」として本市では全小

学校に配置。(P13)

**旧暫定逆線引き地区** 市街化区域において、当分の間、計画的な市街地整備の見通しが無い区域について暫定的に市街化調整区域とした地区。土地区画整理事業など計画的なまちづくりが確実となった段階で、市街化区域に再編入できる制度であったが、同制度の運用が平成15年に廃止された。(P91)

**教育活動サポーター(地域子ども教室)** 活動プログラムの実施をサポートしたり、子どもたちの安全を管理したりする方。(P23)

**教育活動推進員(地域子ども教室)** 活動プログラムを中心になって実施する方。(P23)

**行政評価(制度)** 市が行う事業などについて、成果や達成状況などを検証し、その結果を事業などの改善や予算に反映すること。(P133, 134, 135)

**協働によるまちづくり講座** 市民の希望に応じて市職員が地域に出向き、市政に関する情報や学習機会を提供する取組みのこと。平成25年度は80種の講座がある。(P132)

**クラウド(コンピューティング)** コンピュータネットワークを通じてデータやシステムのサービスを提供・利用する形態。(P136)

**グループホーム** 認知症高齢者などが少人数(概ね4~9人)で、日常生活上の必要な援助やサービスを受けながら共同生活する場のこと。(P42, 45, 48)

**芸術監督制** 劇場などにおいて、運営や自主企画事業に携わる芸術監督を置くこと。(P62, 82)

**経常収支比率** 市税や普通地方交付税などの収入が、人件費や施設の管理費、福祉・医療の給付金、公債費(借金の返済)などの継続して支出される経費にどれくらい当てられているかを示す数値。(P140)

**健康寿命** 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。平成12年にWHO(世界保健機関)が提唱した指標。埼玉県では、65歳に達した県民が介護保険制度の要介護2以上になるまでの期間を健康寿命としている。(P27)

**健全な財政運営に関する条例** 社会経済情勢が大きく変化していく中で地方分権時代にふさわしい市民自治に基づくまちづくりを推進するため、財政規律の下での健全な財政運営を目指し、平成24年4月1日に施行した条例。(P139, 140)

**洪水ハザードマップ** 大雨によって河川が氾濫した場合に浸水する範囲などを予想した地図。(P122)

**高齢者保健福祉計画** 介護保険事業を円滑に実施するため、向こう3年間の介護保険収入と支出の見込み量などを盛り込んだ計画。(P43)

**コーディネーター(地域子ども教室)** 保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた活動プログラムの企画等を行う方で、各教室に配置する。(P23)

**子育て支援センター** 鶴瀬西交流センター内にあり、民間保育所(園)における地域子育て支援センターなどと連携しながら、相談・支援・情報提供・子育てサークルの育成などを行う場。(P3, 6, 9)

**子ども・子育て支援新制度** 平成24年に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、すべての子ども・子育て家庭を社会全体で支援するための新たな制度。平成27年度の開始を予定しており、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供のほか、地域の子育て支援事業の充実を図るもの。(P3, 4)

**子ども大学ふじみ** 子どもの学ぶ力や生きる力を育み、大学やNPOなどとの連携で、地域の教育力を向上することを目的として平成24年度開校。実行委員会を組織し、企業などの協力も得ながら開催している。(P10, 15, 16, 17)

**子どもを守る地域協議会** 虐待を受けている児童、指導・支援・保護を必要とする児童と保護者、および指導を要する妊婦の早期発見と対応を協議する会議。(P9)

## さ行

**災害時要援護者** 高齢者や障がい者など、災害発生時に情報収集や安全な場所への避難が困難で、第三者の支援が必要であると思われる人のこと。(P36, 37, 118, 120, 121)

**再生可能エネルギー** 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の自然の力で作るエネルギーのこと。(P101)

**財政健全化判断比率** 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標のこと。このうち1つでも一定基準以上となった場合には財政健全化計画を、将来負担比率を除く3指標のうち、1つでも一定基準以上となった場合には財政再生計画を作成し、財政を健全化しなければならない。(P139)

**財政力指数** 地方公共団体の財政基盤の強さを示す指数で、この指数が高いほど、財政的に豊かということになる。指数が1未満の場合、普通交付税が交付される。(P140)

**財務諸表** 単式簿記を基本とする公会計では把握しにくい、資産や負債、行政サービスにかかったコストなどを明らかにするため作成する、バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書のこと。(P139)

**ジェネリック医薬品** 医薬品の製造方法などに関する特許が切れた後に、別の医薬品製造会社と同じ有効成分でつくる薬のこと。最初に開発された薬よりも価格が安い。(P52)

**市街化区域** すでに市街地を形成している区域や概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を進めるべき区域。(P89, 90, 102, 104, 114, 116)

**市街化調整区域** 市街化を抑制すべき区域。(P89, 90, 114)

**自主財源** 市の収入のうち、市税、手数料、財産収入、寄附金、諸収入など、国や県に依存しないで独自に調達できる財源。(P139, 140)

**自主防災組織** 災害から自分たちの地域を守るため、町会などにより自主的に作られた組織。(P118, 119, 120)

**自治基本条例** 市民の知恵と力を生かした豊かな自治を推進するため、市政への市民参加や、市民と市の協働によるまちづくりの基本となる事項を定めた条例。平成16年4月に施行。(P129, 130)

**指定管理者制度** 市が設置した市民文化会館や体育館などの管理・運営を株式会社、公益法人、NPO 法人などに包括的に行わせることができる制度。(P133)

**市民学芸員** 水子貝塚及び難波田城資料館において、来館者に対する展示資料の解説や主催事業の協力などを行う市民ボランティア。「市民学芸員養成講座」の修了者による登録制度をとる。(P68, 69)

**市民人材バンク** 市民参加による生涯学習を進めるため、幅広い分野における人材を発掘し、その情報を提供することにより、市民の多様な学習や活動を支援するシステム。(P40, 58)

**市民緑地** まちの中の雑木林などについて、その土地の所有者と市が契約を結び、市が一定期間その土地を管理して住民が利用できるようにすること。20年以上の長期契約をすることが多い。(P93, 94)

**社会保障・税番号制度** 複数の公的機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということを確認するため、共通の番号を付番する制度。平成 27 年度中に導入予定。(P134)

**小1プロブレム** 小学校に入学したばかりの小学校 1 年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話が聞けないなどの状態が数カ月継続する状態。(P10)

**生涯学習推進基本計画** 市民が自発的・主体的に学習・活動でき、「市民参画」の仕組みに基づいた豊かに暮らせる富士見市を実現していくことを基本理念に、情報・学習機会・施設・人材の面から市民の学習活動を支援する計画。(P59)

**障害者支援計画** 平成20年度において、障害者基本法に基づく富士見市障害者計画と、障害者自立支援法に基づく富士見市障害福祉計画を統合した計画。(P49)

**小規模多機能型居宅介護** 可能な限り、在宅での生活を目指し、「通い」を中心に「訪問」「宿泊」の介護サービスを提供すること。(P42)

**商業活性化ビジョン** 富士見市のあるべき商業の姿、活力ある商店・商店街の形成を目指して作成した計画。平成 16 年 3 月策定。(P77, 78)

**少人数指導加配教員** 個々人に応じたきめ細かな指導を行うため、定員よりも多く配置される教員のこと。(P14)

**昭和 56 年以前の建築物の耐震性** 建築基準法の耐震規定が強化された昭和 56 年以前の建物は、旧基準で建築されているため耐震性が劣ると言われ、阪神淡路大震災でもそれらの建物が多くの被害を受けている。(P119)

**食生活改善推進員** 地域において健全な食生活や生活習慣の定着を図り、市民の健康づくりを推進するボランティア。「ヘルスメイト」ともいう。(P28, 29, 30)

**推奨農産物** 農産物の育成段階で農薬や化学肥料の使用量を抑えるなど、ある一定の基準を満たした農産物を市が推奨する制度。(P75)

**スクールガード** 登下校時に児童生徒の安全を確保するため地域と連携・協力した学校安全のボランティア。(P16, 17)

**スクールボランティア** 教員を目指す大学生などによる、授業の補助や教育上の支援を必要とする児童生徒の補助を行うボランティア。(P17)

**すこやか支援員** 小・中・特別支援学校で、教育上特別な支援の必要な児童生

徒に、着替えや教室移動など日常生活動作の介助、励ましの声かけや付き添いなど学習活動上の困難に対する支援を行う人。(P15)

**スポーツ推進委員** スポーツ基本法に基づき、各市町村の教育委員会が委嘱し、非常勤職員として当該市町村のスポーツ推進のため、スポーツやレクリエーションに関する指導や助言を行う(旧体育指導員)。(P65)

**生活習慣病** 食生活、喫煙、飲酒などの生活習慣が、発症や進行に大きく影響を与える病気。糖尿病や高血圧など。(P27, 30)

**生産緑地地区** 市街化区域内の農地のうち、生活環境の保全などに相当の効果が有り、将来公園・緑地などの公共施設の予定地として適していると指定された緑地。(P89, 90)

**青少年育成市民会議** 青少年の健全育成を目的とした、青少年育成関係団体と個人からなる組織。(P22)

**青少年相談員** 埼玉県知事から委嘱を受け、地域の子どもたちのよき友、よき理解者となって、子どもたちの健やかな成長を助けるために活動する、概ね20歳～30歳のボランティア。(P22)

**成年後見制度** 認知症や知的及び精神障がいなどで、判断能力が不十分な人を対象に、本人の意思や利益を考へて財産管理を法的に保護・支援する制度。(P39, 41)

**成年後見センター** 認知症などにより判断能力が不十分になり、本人自身での契約や財産管理などが困難になった方の権利を守るため、成年後見制度の利用支援、後見業務、市民後見人の育成などを行う。(P41)

## た行

**体験農園** 農家が自らの農業経営の一環として開設する農園。農家の指導・管理のもと、土地の貸し借りを伴わずに農業体験が可能。(P76)

**地域子ども教室** 学校などを活用して、安全、安心な子どもたちの居場所を設け、地域の大人が指導者となって週末や放課後、長期学校休業日にスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動などを実施。(P22, 23)

**地域包括支援センター** 主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師が配置され、介護・健康・福祉などの相談、高齢者虐待への対応や成年後見制度の利用支援、介護予防のプラン作成、ケアマネージャーへの支援や関係機関とのネットワーク作りを担う機関。(P32, 39, 42, 43)

**地域密着型施設** 高齢者が要介護や要支援状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするための介護保険サービスのひとつ。市区町村が指定し、原則として事業所が所在する市区町村の居住者が利用できる。(P39, 42)

**地区計画** 道路・公園・広場などの配置や規模、建築物の形態・用途・敷地などに関する事項を定めた総合的な計画。これにより、開発行為や建築行為を規制誘導し、地域の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全。(P89, 91, 95, 102, 103, 104)

**地産地消** 地域で生産された農産物について、直売所での販売や、学校給食へ

の供給などにより、その地域で消費すること。(P73, 75)

**中1ギャップ** 小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができない状態。(P10, 14)

**中学校学習支援員** 生徒一人ひとりに確かな学力の定着を図るため、中学校において教科指導の補助、及び個別の学習の指導・支援を行う職員。(P13, 14)

**中期財政計画** 「健全な財政運営に関する条例」に基づき、将来にわたって計画的な財政運営を行うため、総合計画との整合性を図った上で向こう5年間の財政見通しを示したもの。(P139, 140)

**通級指導教室** 発達障がい・言語障がい等、特別な教育的ニーズに応じて、個別指導を中心としたきめ細かな指導を行う教室。(P15)

**通室生指導員** 教育相談室内にある適応指導教室において、通室する不登校児童生徒に対し、心身の安定を図りながら、集団生活への適応力を高める活動や学習指導等を通して、学校復帰を支援・援助する指導員。(P18, 19)

**適応指導教室** 学校へ行きたいけれど行けない子どもたちに、教育を中心に、自立への支援・援助を行い、学校へ復帰できるようにする教室。(P19)

**電子書籍** 電子機器のディスプレイで読むことができる出版物のこと。(P61)

**電子申請** 申請書の提出や届出などの手続きを自宅のパソコンなどからインターネットを利用してできる仕組み。(P135, 136)

**読書推進支援員** 図書の整理や貸出しのほか、読み聞かせや図書館のレイアウト等を行い、図書館活動のコーディネーターとして読書活動を推進する職員。(P12)

**特定環境保全公共下水道** 市街化調整区域において、生活環境改善や、水質保全による自然保護などのために整備する下水道。(P114, 116)

**特定健診** メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診。各医療保険者が加入者（被保険者・被扶養者）に対して行うことが平成20年度から義務付け。(P27, 28, 52)

**特定保健指導** 特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートをすること。(P27, 28)

**ドメスティックバイオレンス(DV)** 夫婦や恋人など、親しい間柄にあるパートナーとの間で、主として男性から女性に対して加えられる暴力のこと。(P56)

## な行

**ニュースポーツ** 古くから諸外国で伝統的に行われてきたスポーツを改良した、子どもから高齢者まで誰もが手軽に楽しめる軽スポーツの総称。富士見市発祥のバドテニス、インディアカ、バウンドテニスなど。(P64, 66)

**認定農業者** 農業経営規模の拡大、経営の合理化などの経営改善計画を作成し、市町村が認定した農業経営者などのこと。(P75)

**農業振興地域整備計画** 今後も耕作を行っていくべき農地や農業用施設がある農用地区域を保全し、農業を振興するために作成する計画。(P74)

**ノーマライゼーション** 障がいを持つ人もそうでない人も、区別されることな



く生活を送り、活動することが本来の社会のあるべき姿であるという考え方。  
(P49)

**内方線付き点状ブロック** 視覚障がい者が駅ホームからの転落や列車との接触事故等を防止するため、ホームの内側を知らせる線状の突起をつけたブロックのこと。(P112)

## は行

**発達障がい** 発達障害者支援法の規定では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」。早期診断と長期にわたる一貫した対応が良い効果を上げるとされている。(P4, 15, 45)

**パブリックコメント** 市の重要な計画などを決定するにあたり、事前に案を公表し、広く市民の意見を募集し、最終的な意思決定に活かしていく仕組み。  
(P130)

**バリアフリー** 障がい者や高齢者が生活する上で行動の妨げになる障壁（バリアー）を排除しようという考え方。(P106, 111)

**人・農地プラン** 集落・地域における話し合いによって、今後の中心となる経営体や、中心となる経営体への農地の集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた今後の地域農業のあり方などを決め、集落・地域の活性化に取り組むもの。(P74)

**PFI** Private Finance Initiative の略。公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法。(P133)

**美化推進計画** 「富士見市をきれいにする条例」の理念を実現するため作成した計画。(P97, 99)

**美化推進重点区域** 環境美化を推進するため、市が特に指定する必要があると認めた区域。(P97, 99)

**非構造部材** 建物の構造体以外の、天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、内装材、設備機器等。(P11)

**ファミリーサポートセンター** 子育ての手助けをしたい人（提供会員）と、手助けをして欲しい人（依頼会員）が会員になって、地域で子育てを助け合っていくシステム。(P6)

**富士見市をきれいにする条例** きれいで安全なまちづくりを進めることを目的として、歩行喫煙、空き缶などのポイ捨て、犬のふんの放置などについて基本的なルールを定めた条例。平成 19 年 10 月施行。(P97, 98, 99)

**不登校児童生徒対応推進委員会** 一人ひとりの不登校児童生徒に適した有効な支援方法を明らかにし、不登校の予防と早期対応、解消することを目的とする、校長、教頭、教員による委員会。(P18)

**ふるさとハローワーク** ハローワーク（公共職業安定所）が設置されていない市町村で、国と市町村の共同運営により、職業相談・職業紹介などを行う機関。サンライトホールに平成 25 年 1 月より設置。(P80, 82)

**文化芸術振興条例** 文化芸術の振興で、市民一人ひとりの心豊かな生活と活力

あるまちづくりや、次代を担う子どもたちの感性を育むため、文化芸術にかかわる基本理念および施策の基本となる事項を定めた条例。(P62, 63)

**壁面緑化** 建築物の外壁をゴーヤやヘチマなどのツタ植物で覆うことで、建築物内の温度上昇を抑制すること。(P100)

**ほ場整備** 生産性や収益性の高い農業を展開するため、農地の大区画化などと併せて、道路や用排水路などを整備する事業。(P73)

**防災リーダー** 自主防災会活動を担う、市の防災制度と防災活動に精通した実践的な人材。(P120)

**母子保健推進員** 母子の健やかな成長を地域で見守るとともに、乳児家庭の訪問などにより、子育て情報の提供を行い、支援が必要な家庭を行政につなぐパイプ役。町会長の推薦により市長が委嘱している。(P8, 32)

## ま行

**緑の散歩道** まちの中の雑木林などについて、その土地の所有者と市が借地契約を結び、一定期間その土地を管理して住民が利用できるようにすること。主に10年以下の短期契約が多い。(P93, 94)

**みずほ学園** 就学前の児童を対象に、心身の発達に遅れがある、またはあると思われる児童の発達段階に応じた療育・機能訓練などを行う通園施設。また、地域療育では児童の心と身体の発達に関する相談や療育支援を行っている。(P4, 45, 49)

## や行

**ユニバーサルデザイン** 障がい、年齢、性別などにかかわらず、すべての人にとって使いやすい製品や建物などをデザインすること。(P60)

## ら行

**ロケーションサービス** 市内での映画やテレビドラマの撮影にあたり、情報提供や公共施設の使用などを支援するサービス及びその窓口のこと。(P84, 85)

**路上喫煙禁止区域** 美化推進重点区域において、路上喫煙が他の歩行者などにとって特に危険であると市が指定した区域。(P97, 99)

## わ行

**ワーク・ライフ・バランス** 一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活でも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。(P56)

## 計画期間内における財政見通し（一般財源ベース）

### 1 基本的な考え方

- 計画的な行財政運営を推進するため、今後5年間（平成26年度から30年度）の財政見通しを推計し、基本計画を策定します。
- 財政見通しは、毎年度ローリングを行う実施計画の策定に併せて見直しを行っていきます。

### 2 財政見通しの算出の前提

- 歳入・歳出とも決算統計に基づく普通会計(注)の一般財源ベースでの試算となっています。
- 推計にあたっては、平成24年度決算額及び平成25年度決算見込額を基準とし、平成26年度以降の見通しを試算しています。
- 基本的に現行制度が継続するものとして試算しています。
- 決算剰余金はないものとして試算しています。（決算に伴う繰入金及び繰越金は見込んでいません。）
- 推計値は、基本的に百万円未満を四捨五入しているため、表上の差し引き等が一致しない場合があります。

注)「普通会計」とは、一般会計、鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計、鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計の3つの会計を一つにまとめたものをいいます。

### 3 推計の考え方

区 分		内 容
歳 入	市税	◇ 個人住民税は、税制改正による影響等を踏まえ推計しています。 ◇ 法人市民税は、まちづくりの影響等を踏まえ推計しています。 ◇ 固定資産税、都市計画税は、地価動向、まちづくりの動向及び評価替え等を考慮し推計しています。 ◇ その他の税について、市たばこ税は、売渡本数の傾向等を、軽自動車税は、登録台数の状況等を考慮し推計しています。
	地方交付税等	◇ 普通交付税は、交付実績及び国の交付税特別会計の動向等を考慮し推計しています。 ◇ 臨時財政対策債は、平成26年度以降も制度が継続することを前提に推計しています。
	地方譲与税・その他の交付金等	◇ これまでの交付実績などを考慮し、平成25年度予算を基準に推計しています。

区 分		内 容
歳	人件費 (職員給与、議員報酬等)	◇ 職員の退職、新規採用等を考慮し推計しています。
	扶助費 (生活保護費、医療、給付金など)	◇ 老人福祉費は、65 歳以上の人口動向を、児童福祉費は、実績等を、社会福祉費及び生活保護費は国立社会保障・人口問題研究所の統計等を参考に推計しています。
	公債費 (市の借入金の返済金)	◇ これまでの市債発行額及び今後の発行見込を考慮し推計しています。
出	物件費及び維持補修費 (光熱水費、備品購入費、賃金、委託料、修繕費など)	◇ 実績額等を考慮し推計しています。
	補助費等 (各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金など)	◇ 実績額及び一部事務組合への負担金等について設備更新等を考慮し、推計しています。
	積立金、繰出金 (他会計への支出金)	◇ 国民健康保険特別会計は、過去の実績等を、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計は、65 歳以上や 75 歳以上の人口動向等を考慮し推計しています。

(単位:百万円)

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
歳 入	市 税	14,047	14,048	13,843	14,090	14,117	13,895
	個人住民税	6,535	6,523	6,523	6,523	6,523	6,523
	法人市民税	540	540	540	610	610	610
	固定資産税	5,105	5,139	4,979	5,165	5,202	5,025
	都市計画税	969	965	936	943	949	918
	その他の税等	898	881	865	849	833	819
	地方交付税 (臨時財政対策債含む)	5,062	5,090	5,099	5,042	5,014	4,985
	地方特例交付金	90	90	90	90	90	90
	地方譲与税	199	199	199	199	199	199
	その他の交付金等	1,472	975	965	965	965	965
	財政調整基金繰入金		976	924	193	190	184
	一般財源合計(A)		21,378	21,120	20,579	20,575	20,318
<対前年増減率> (%)			△ 1.2	△ 2.6	0.0	△ 1.2	
歳 出	人件費	4,775	4,698	4,610	4,462	4,275	4,244
	扶助費	2,370	2,406	2,448	2,496	2,547	2,599
	公債費	2,895	2,878	2,909	2,827	2,908	2,891
	物件費及び維持補修費	3,914	3,850	3,850	3,896	3,896	3,896
	補助費等	3,407	3,382	3,392	3,365	3,367	3,372
	積立金・繰出金等	2,505	2,574	2,645	2,711	2,778	2,844
	経常的経費計(B)	19,866	19,788	19,854	19,757	19,771	19,846
	<対前年増減率> (%)		△ 0.4	0.3	△ 0.5	0.1	0.4
	政策的経費一般財源総額(C)		1,590	1,266	822	804	472
	一般財源合計(B+C)		21,378	21,120	20,579	20,575	20,318
<対前年増減率> (%)			△ 1.2	△ 2.6	0.0	△ 1.2	
基金	財政調整基金(年度末残高見込)	2,700	1,727	805	613	424	241
	公共施設整備基金(〃)	354	355	356	356	357	358
	緑地保全基金(〃)	536	589	641	694	747	800
	文化振興基金(〃)	66	66	66	66	66	67